

## 幸手市シティプロモーションロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、幸手市のシティプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、幸手市に属する。

(定義)

第3条 この告示においてロゴマークとは、基本デザイン（別図）及び市長が別に定めるガイドラインに掲げるものをいう。

(使用できる者)

第4条 何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 幸手市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がその使用について著しく不適當であると認めるとき。

2 営利を目的としてロゴマークを使用する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用承認申請)

第5条 前条第2項の承認を受けようとするときは、幸手市シティプロモーションロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 ロゴマークの立体物及び動画を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査の上その適否を決定し、適当と認めるときは、幸手市シティプロモーションロゴマーク使用承認書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 ロゴマークを使用する者のうち、営利を目的として使用する者にあつては次に掲げる事項を、営利を目的としないで使用する者にあつては第3号及び第4号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合には、この限りでない。
- (4) ロゴマークを使用するときは、画像又は物件の付近に「幸手市シティプロモーションロゴマーク」と表記を付すること。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合には、「幸手市ロゴマーク」の表記をもって代えることができる。
- (5) 四半期ごとに幸手市シティプロモーションロゴマーク使用商品等販売状況報告書（様式第3号）を提出すること。

（承認内容の変更）

第7条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、幸手市シティプロモーションロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めるときは、幸手市シティプロモーションロゴマーク使用変更承認書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（違反等に対する取扱い）

第8条 ロゴマークを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この告示に違反したときは、市長はその差止

めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この告示に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

3 前2項の規定による請求等又は承認の取消しによりロゴマークを使用する者に生じた損害については、市長はその責任を負わない。

（庶務）

第9条 ロゴマークの取扱いに関する庶務は、総合政策部シティプロモーション課において処理する。

（雑則）

第10条 この告示に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。